

## 練馬区小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準（案）

次の要件のうち、要件 1 を満たすものは の加算単位数、要件 1 および要件 2 から 4 のうち 1 つを満たすものは の加算単位数、要件 1 および要件 2 から 4 のうち 2 つを満たすものは の加算単位数とする。

## 【加算単位数】

1 月につき 500 単位 / 人      1 月につき 750 単位 / 人      1 月につき 1,000 単位 / 人

## 【要件】

	算定要件	算定要件について
<要件 1 > 認知症高齢者を積極的に受け入れていること	独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録者数の 5 割以上受け入れていること。	・「独自報酬算定開始月の前月」の基準日は、前月末日とする。前月の末日の登録者数に占める認知症高齢者の割合が、5 割以上であることが必要である。
<要件 2 > 専門性の高い人材が確保されていること	次のいずれかに該当すること 介護福祉士を 2 名以上(うち 1 名は常勤)配置すること。 認知症介護実践研修修了者を 3 名以上配置すること。 認知症介護実践リーダー研修修了者を 1 名以上配置すること。	
<要件 3 > 他の事業者や地域との連携が強化されていること	次のいずれかに該当すること 運営推進会議を 2 ヶ月に 1 回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。	の「運営推進会議」とは、運営基準第 85 条「地域との連携等」に位置づけられているものと同様である。 「他の事業者との間で意見交換を行う場」として運営推進会議またはその他の場を設定し、年間を通して日時、参加予定者、内容などの計画を作成すること。実施の際は日時、参加者、内容等を記録すること。

	<p>1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p>	<p>の「立ち寄ることができる仕組み」とは、計画的に地域住民が参加できるような行事等を実施することである。</p> <p>行事等について、年間を通して日時、受け入れ体制などの計画を作成すること。実施の際は日時、内容等を記録すること。</p>
<p>&lt;要件4&gt; その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。</p>	<p>次のうち2つ以上に該当すること</p> <p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は、事業所における介護従業者等の技術や利用者へのサービスの質の向上を目的とした会議を定期的に行うこと。</p> <p>事業所のすべての介護従業者等に対し、健康診断等を定期的に行うこと。</p> <p>介護従業者等の技術や能力の向上に資すると認められる研修を、年間8時間以上、すべての介護従業者等に参加させること。</p>	<p>の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護従業者等の技術指導を目的とした会議」とは、管理者が主宰し、非常勤の介護従業者も含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる介護従業者等のすべてが参加するものでなければならない。</p> <p>なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、少なくともおおむね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない介護従業者等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。</p> <p>の「介護従業者等の技術や能力の向上に資すると認められる研修」とは、当該事業所における介護従業者の資質向上のための研修である。研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護従業者等について個別具体的な研修の目標、内容、所要時間、研修期間、実施時期等について記載した計画を策定すること。実施の際は日時、内容等を記録すること。</p>

[ 各要件共通事項 ]

- ・「年間」とは、4月から翌年3月末日までをいう
  - ・「年間の計画を作成する」とは、当該加算の届出に際し、初年度については当該年度中に実施されるよう計画が策定されていることで差し支えない。次年度以降は、少なくとも年度の始まる1ヶ月前までに、策定すること。
- なお、平成20年度は、届出に際し、平成21年3月までの期間で実施されるよう計画が策定されていることで差し支えない。

[ 留意事項 ]

- ・独自報酬による介護報酬の算定は、独自報酬基準を満たす事業所が区に届けた場合にのみ算定するものであり、独自報酬基準を満たさない事業所または区に届け出ない事業所については、通常の報酬を算定するものである。
- ・独自報酬基準については、介護報酬請求に係る新たなサービスコードの作成は行わず、既存のサービスコードを活用した手続により対応する。
- ・独自報酬基準の仕組みは、差し当たって平成21年3月末までの適用とする。

【要件設定の考え方】

- ・基準を満たす可能性が、一定程度見込めるものであること。
- ・厚生労働省の例示の中から選択することを基本とし、また、例示の要件を緩和しすぎないこと。
- ・事業所の選択肢が増えるように、要件4まで設定し、要件2・3については項目を選べるようにした。
- ・既に独自加算導入済みの3自治体の要件を参考とした。

< 要件1 >

- ・厚生労働省の例示の中で実現可能性が1番高いと考えられる。
- ・先行導入済みの3自治体がいずれも要件としている。

< 要件2 >

- ・認知症高齢者を主な利用者と想定していることから、認知症に関する研修修了者を専門性の高い人材と考えた。ただし、研修は応募多数のためほとんど参加できないのが現状であることから、介護福祉士2名の配置も可とした。

< 要件3 >

- ・については、運営基準で求められている運営推進会議の開催を遵守したうえで、さらに地域とのネットワークの強化を求めるものとした。
- ・については地域との交流を進めるために具体的な方策を求めるものとした。

< 要件4 >

- ・訪問介護および居宅介護支援における特定事業所加算の算定基準を参考に、従業者の質の向上につながると認められる要件を設定した。

区市別の独自報酬基準（小規模多機能型居宅介護）比較一覧

	東京都練馬区（案）	東京都足立区	群馬県高崎市	秋田県横手市
独自報酬算定基準	<p>次の要件のうち、要件 1 を満たすものは の加算単位数、要件 1 および要件 2 から 4 の算定要件のうち 1 つの要件を満たすものは の加算単位数、要件 1 および要件 2 から 4 のうち 2 つを満たすものは の加算単位数とする。</p> <p>【加算単位数】</p> <p>1 月につき 500 単位 / 人 1 月につき 750 単位 / 人 1 月につき 1,000 単位 / 人</p>	<p>次の要件のうち、要件 1 を満たすものは の加算単位数、すべての要件を満たすものは の加算単位数とする。</p> <p>【加算単位数】</p> <p>1 月につき 500 単位 / 人 1 月につき 750 単位 / 人</p>	<p>次の要件のうち、要件 1 及び要件 2 を満たすものは の加算単位数、すべての要件を満たすものは の加算単位数とする。</p> <p>【加算単位数】</p> <p>1 月につき 750 単位 / 人 1 月につき 1,000 単位 / 人</p>	<p>次の要件のうち、要件 1 を満たすものは の加算単位数、要件 1 および要件 2 から要件 3 の算定要件のうち 1 つの要件を満たすものは の加算単位数、要件 1 ~ 3 すべての算定要件を満たすものは の加算単位数とする。</p> <p>【加算単位数】</p> <p>1 月につき 500 単位 / 人 1 月につき 750 単位 / 人 1 月につき 1,000 単位 / 人</p>
【要件 1】 認知症高齢者を積極的に受入れていること	<p>独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録者数の 5 割以上受け入れていること。</p>	<p>独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録定員の 5 割以上受け入れていること。</p>	<p>独自報酬算定月の前月において、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 認知症高齢者（日常生活自立度が b 以上の者に限る。以下同じ。）を、1 月を通して平均し、登録定員数の 5 割以上を受入れている。</p> <p>(2) 認知症高齢者であり、週 5 日以上を通いサービスを利用している人を、1 月を通して平均し、登録定員数の 2 割以上受け入れている。</p>	<p>独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録定員の 5 割以上受け入れていること。</p>

	東京都練馬区（案）	東京都足立区	群馬県高崎市	秋田県横手市
【要件2】 専門性の高い人材が確保されていること	次のいずれかに該当すること 介護福祉士を2名以上(うち1名は常勤)配置すること。 認知症介護実践研修修了者を3名以上配置すること。 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること。	認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること。	独自報酬算定月の前月において、次のいずれにも該当すること。 (1) 1月を通して平均し、介護における実務経験が2年以上あり、介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3人以上配置している。 (2) 認知症介護の経験が2年以上ある常勤の看護職員を配置している。	介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3名以上配置すること。 認知症介護実践者研修修了者を3名以上配置すること。 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること。 注： に関してはすべて必須とする。
【要件3】 他の事業所や地域との連携の強化がされていること	次のいずれかに該当すること 運営推進会議を2か月に1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。 1か月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。	設定なし	独自報酬算定月の前月において、次のいずれかを行っていること。この場合において、原則として前々月に行ったこと以外を行うものとする。 (1) 地域住民との交流を図ったり、登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができるような行事等 (2) 地域住民を対象とした介護教室等の開催	1か月に1回以上地域住民が参加できる行事の開催を行うこと。 運営推進会議を2か月に1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、地域のネットワークを通じてサービスの向上を図ること。 注： に関してはすべて必須とする。

	東京都練馬区（案）	東京都足立区	群馬県高崎市	秋田県横手市
<p>【要件４】            その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること</p>	<p>次のうち２つ以上に該当すること</p> <p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は、事業所における介護従業者等の技術や利用者へのサービスの質の向上を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>事業所のすべての介護従業者等に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>介護従業者等の技術や能力の向上に資すると認められる研修を、年間８時間以上、すべての介護従業者等に参加させること。</p>	<p>設定なし</p>	<p>設定なし</p>	<p>設定なし</p>